神奈川県委託事業　　平成２５年７月２０日

平成２５年「重度障害児者医療的ケア実務者研修(喀痰吸引等研修)事業」

第三号(特定の者対象）研修実施要項

【基本研修（講義・演習)、知識確認テスト、実地研修】

特定非営利活動法人
フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会

Ⅰ．研修事業の目的

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成２３年法律第７２号）の第５条において、「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和６２年法律第３０号）の中で介護福祉士等によるたんの吸引等の実施を行うための一部改正がおこなわれました。

これにより、平成２４年４月１日から介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等を前提に、一定の条件の下で「たんの吸引等」の行為が実施できるようになりました。

平成２５年度の喀痰吸引等研修事業は、当法人が神奈川県の委託を受けて実施いたします。このうち、ここでは第三号研修実施要項についてお示ししています。

たんの吸引等は、介護職員等にとってもサービス支援を受ける利用者さんにとっても「生命」に係る重要な行為です。たんの吸引等研修は、人としての尊厳にかかわる行為であることとを認識していただくとともに、一人ひとりのニーズに対し適切な知識・技能を修得することを目的としています。必要なケアをより安全かつ適切に行えるよう、介護職員等を養成してゆく研修事業です。

喀痰吸引制度が始まって２年目です。福祉と医療との連携が深まり、居宅の利用者さんに関する、介護職員と看護師等医療職の方とのケース会議などが行われるようになったとの報告が入るようになっています。

Ⅱ．第三号（特定の者対象）研修課程

１．研修課程　１

基本研修（講義及び演習）９Ｈ　＋	**筆記試験**（知識定着確認テスト）＋ ２０問（四肢択一）９割以上	**実地研修**・評価 特定の者に対する必要な行為

研修課程　２

		(特定の者対象)		
		第３号研修(実地研修を重視した類型)		
		科目又は行為	時間又は回数	
１.基本研修	① 講義	重度障害児・者の地域生活等に関する講義	2	９Ｈ
		喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義	6	
		緊急時の対応及び危険防止に関する講義		
	② 演習	喀痰吸引等に関する演習	1	
		口腔内の喀痰吸引	医師等の評価におい	

２.実地研修	喀痰吸引	鼻腔内の喀痰吸引	て、受講者が修得すべき知識及び技能を修得したと認められるまで実施
		気管カニューレ内部の喀痰吸引	
	経管栄養	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
		経鼻経管栄養	

２.【 第３号特定研修の概要 】

（１）基本研修：指導講師による座学８時間の講義を受講
テキスト：厚生労働省が作成した「介護職員等による喀痰の吸引等の実施のための状態別・疾患別に配慮した研修テキスト(第３号研修(特定の者対象))」及び資料を使用。

（２）基本研修(演習)：シミュレーション人形を使用して、医行為（喀痰吸引・経管栄養）についての演習(１時間)実施

（３）知識確認テスト：筆記試験問題２０問(四肢択一)／３０分、９０点以上が合格

（４）講義・演習すべてを受講、知識確認テストを合格した受講者には、「基礎研修・知識確認テスト修了受講証」を発行。

（５）実地研修：知識確認テスト合格者が、受講生所属の施設・事業所において、指導講師の指導を受けて協力利用者に実施。
医行為（喀痰吸引・経管栄養）の実施については、(医師の指示等の条件の下)「受講者が習得すべき知識及び技能を修得したと認められるまで実施」して、医師等指導講師の評価(評価票による)を受けること。

（６）実地研修を実施するに当たっては、実地研修の協力をお願いする利用者の同意を得ていること。
また、協力利用者の主治医や施設・事業所の配置医師等から、実地研修についての書面による指示書を用意する必要があること。

（７）報告書の提出：実地研修終了後、当法人所定の「実地研修報告書」を提出すること。

（８）修了証の発行：「実地研修報告書」の内容を確認して、「研修修了証」を発行。
「喀痰吸引等研修実施要綱について」（厚生労働省・援護局長、社援発０３３０第４３号　平成２４年３月３０日）に基づいていることの確認。

（９）実地研修は２月末までに終了し、修了証を得て、「認定特定行為業務従事者認定証」の申請を、年度内に行う必要があること。

Ⅲ．研修開催日及び募集人員と会場

研修課程	研修日・日程（平成２５年）	募集人員等	会　場
第１回. 基礎研修（講義）	8 月 17 日（土）10:00～17:10	Ａ：120 名	昭和大学保健医療学部 104 教室
演　習１	8 月 18 日（日）10:00～15:15	Ａ１喀痰吸引 Ａ２経管栄養	(講義)104 教室（昭和大） (演習)実習室
筆記試験（第１回） (第２回)追試	16:00～16:30 17:00～17:30		104 教室
実地研修	筆記試験合格後、指導講師により実地研修を実施。２月末まで		受講生所属各施設・事業所

第２回. 基礎研修(講義)	2014　2月02日（日）10:00～17;10 10:00～15:15	Ｂ：120名	昭和大学保健医療学部 104教室
演　習２	2014 2月11日(火・祝) 10:00～15;15	Ｂ１喀痰吸引 Ｂ２経管栄養	(講義)104教室（昭和大） (演習)実習室
筆記試験(第3回) (第4回)追試	2014 2月11日(火・祝)16:00～16:30 17:00～17:30		104教室
３．実地研修	筆記試験合格後指導講師により実地研修を実施。２月末まで		受講生所属各施設・事業所

※ 第２回特定（第３号）研修は、１２月に改めて、募集を致します。

Ⅳ．研修会場

１．昭和大学保健医療学部（横浜キャンパス）

〒．226-8555 横浜市緑区十日市場町1865　　Tel.045-985-6500

交通アクセス：ＪＲ十日市場駅よりバス青葉台中央行き中山谷下車　徒歩５分

２．神奈川県社会福祉会館

〒．221-0844　横浜市神奈川区沢渡４番２　神奈川県社会福祉会館内

Tel.　045-311-8742　　Fax.045-324-8985

交通アクセス：ＪＲ横浜駅より徒歩１０分

・ＪＲ横浜駅西口ダイヤモンド地下街に入り直進

・一番突き当たり左奥の階段を上る（南１２出口）

・ホテルキャメロットジャパンを左手に直進

・横浜市防災センター近く

Ⅴ．受講料

第三号特定研修　　受講料　１名　　６．０００円

※ 受講料には、テキスト代、資料代等の一部、及び、研修中の損害保険料代を含みます。

※ 支払われた受講料は、受講を中止されても返却できませんので、ご承知下さい。

Ⅵ．受講申し込み

１．研修受講申込みは、貴施設・事業所として申し込んでください。受講生は、貴施設・事業所の推薦者として受け止めます。

２．次の提出書類に記入して郵送して下さい。各提出書類は、フュージョンコムのホームページからダウンロードできます。

①「研修受講申込書」県Ｈ２５特１－１全

受講生氏名は、住民票を基に正しく記入して下さい。修了証の発行後の訂正が多々あります。

②「実地研修実施機関承諾書」県Ｈ２５特１－２

「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)」である場合は、「登録番号通知」の写しを添付して下さい。

③「研修受講申込書(個人用)」県Ｈ２５特１－３

氏名・生年月日は、「研修修了書」の発行等に使用します。住民票に則り正確に記入して下さい。修了証発行後の訂正や認定証申請時に県から誤記の指摘等が多々あります。結婚等で名字の変わった方も必ず届出して下さい。

④「指導看護師調書及び指導講師承諾書」県Ｈ２５特１－４

保有免許証の写し及び指導者養成講習を修了している場合には、修了証明書の写しを添付して下さい。

⑤「たんの吸引等研修実施体制整備チェックシート」

「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）」の認定をまだ受けていない事業者については、このチェックシートを参考に、研修を進めるに当たっての準備を確認してください。

Ⅶ．実地研修終了後

⑥「実地研修修了報告書」県Ｈ２５特１－５全

・実地研修評価票の記録(第３号特定評価票)の写しを添付して下さい。

・実地研修は、２月末までには終了して、報告書を提出して下さい。

・報告書の提出→修了証の発行→県へ認定書の申請手続きを考えますと、年度内に終了することが求められます。

Ⅷ．募集期間等

１．平成２５年７月２３日(火)～平成２５年８月９日(金)**事務局必着**

※締め切り後、受講決定の案内と受講料振込用紙（郵便局）を送付いたします。

Ⅸ．受講生の皆様へ

１．たんの吸引等の研修は、介護職員等にとっても、実地研修で協力頂く利用者さんにとっても「生命」また「人としての尊厳」に係る重要な行為であることを認識して頂き、利用者さん一人ひとりの健康・ニーズに対応する知識・技能を学び、修得して頂くことを目的とする研修です。

２．日頃の介護に係る皆さんにとって、有意義な研修の機会になるよう、この「たんの吸引等研修」に係る医師・看護師等、研修スタッフも、準備・実施に努めます。

Ｘ．各施設・事業所の研修担当者へ

１．「実地研修実施機関承諾書」の提出をお願いいたしましたが、受講生にとっての実地研修の対象者は、受講生が日頃、介護する利用者で健康状態も理解し把握している方にお願いして、同意を得るようにして下さい。

２．医師の研修指示書、実地研修協力利用者の同意を得ること等については、「実地研修実施機関」の責任において対応して下さい。

３．実地研修における指導講師については、費用等を含めて「実地研修実施機関」の責任において確保して下さい。

４．実地研修における保険

実地研修を行う各施設・事業所において研修を行う時は、当法人として損害賠償・傷害保険を掛けます。

ＸＩ．指導講師（看護師等）による実地研修修了の認定について

１．第３号研修における「特定の者」の実地研修については、特定の者の特定の行為ごとに行う必要があります。シミュレーション人形等によって医行為の手順等をよく確認して、実地研修に入ると良いと思います。

※　人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引が必要な場合の演習・実地研修については、別途研修を行う必要があります。

２．「喀痰吸引等研修実施要綱」（厚生労働省　社援発 0330 第 43 号　平成 24 年 3 月 30 日）

別添３「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第三号研修修得程度の審査方法について」にしたがって、実施する医行為の内容に応じた評価票を用いて認定を行って下さい。
評価票は、受講者１名に対して研修協力者（利用者）１名に、必要とする医行為ごとに評価をして下さい。
尚、「第３号特定実地研修評価票」は、当法人フュージョンコムのホームページに掲載してあります。
「受講生名」「協力利用者名」「指導講師名」も記入できるように加工してあります。
「指導者マニュアル」および「研修用テキスト」も得ることが出来ます。

３．実地研修を修了しましたら、「実地研修修了報告書」県Ｈ２５特１－５全によって、合否認定を報告して下さい。
その際には、評価しました評価票の写しを添付して下さい。

４．指導看護師等の講習を受けていない方は、平成２５年度は、下記に示します県委託の「指導者育成（伝達講習）」を受講して下さい。
（１）平成２５年８月２０日（火）10:00～17:00　昭和大学保健医療学部（横浜キャンパス）
（２）平成２５年１２月２２日（日）10:00～17:00　昭和大学保健医療学部（横浜キャンパス）
※　「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」（喀痰吸引等関係）
社援発 1111 第１号平成 23 年 11 月 11 日　第２次改正社援発 0312 第 24 号平成 25 年 3 月 12 日
第５-１-（３）（指導者向け研修を修了した者が、研修課程に応じて講師を行うことが望ましい。）

５．厚生労働省ＨＰから研修テキストは、ダウンロードすることが出来ます。
また、「介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）の研修カリキュラムを【動画】で見ることが出来ます。
手順：①　福祉・介護　障害福祉　　②　政策分野関連情報
③　平成２４年度喀痰吸引等指導者講習事業（第三号研修指導者分）資料
④　介護職員等による喀痰吸引等の実施のための状態別、疾患別に配慮した研修テキスト（第三号研修（特定の者対象））　http://www.db1.co.jp/tkic/

ⅩⅡ．個人情報の取り扱いについて

申し込み時に頂きました個人情報は、本研修事業の資料として厳重に管理いたします。この他、「修了証明書」の発行に使用する他、登録研修機関として神奈川県に提出する報告書等に使用します。目的以外に使用はいたしません。

以　上

特定非営利活動法人
フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会
事務局：〒．221-0844　横浜市神奈川区沢渡４－２　神奈川県社会福祉会館内
電話：045-311-8742　　Fax：045-324-8985
連絡携帯：０９０－２１４５－４７５６
Ｅメール：jimukyoku@kenshikyou.jp、　Ｈ　Ｐ：http://www.kenshikyou.jp